

多賀城市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年7月28日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
市民経済部
- 2 監査結果の報告日
令和2年6月25日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和2年7月9日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月8日
- 3 監査対象部署 収納課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	歳入調定決議票が未決のものが見られた。	令和2年5月9日に決裁処理を行った。 今後は、所属職員に確認を徹底する。
2	指導	県委託金に係る歳入調定の時期に誤りが見られた。	令和2年5月9日に調定日を収受日と一致するように訂正した。 県税徴収委託金の交付指令書の収受日と歳入調定決議票の調定日の日付に相違があったため収受した日に統一して歳入調定できるよう今後は、所属職員に確認を徹底する。
3	指導	歳入調定決議票の裏面に貼付している原符等に割印がないものが見られた。	令和2年5月9日に割印の押印を行った。 今後は、決裁権者も含め確認を徹底する。
4	指導	平成31年度中に購入した備品について、備品台帳の整備及び整理票の貼付けがされていなかった。	令和2年5月18日に備品台帳の整備及び備品への整理票の貼付を行った。今後は、購入後支払いを行う際、伝票と同時に整理票等も含め決裁権者の確認を徹底する。
5	指導	複数人による出張に係る復命書について、出張者のうち一人のみが復命書を作成していた。	令和2年5月9日に復命書の訂正を行った。 今後は、復命書を作成する際、全員より復命書が提出されているか確認を徹底する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月12日
- 3 監査対象部署 市民課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	平成31年度中に購入した備品について、整理票の貼付けがされていなかった。	令和2年5月13日に、購入した備品の整理票を記入し貼付けを行った。 今後は、漏れのないよう職員に周知し、確認を行うこととする。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月13日
- 3 監査対象部署 税務課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	勤務実績報告書を訂正。令和2年5月15日に再提出済み。 時間外支給区分の理解と、庶務管理システムと時間外勤務命令簿の集計の確認を徹底し再発防止に努める。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月14日
- 3 監査対象部署 商工観光課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	公有財産の使用許可について、規則に基づく総務部長への協議が行われていないものが見られた。	多賀城市公有財産規則第11条に基づく行為は管財課長を経由して総務部長に協議が必要であることを所属職員に周知徹底する。
2	指導	補助金の支出について、確定払いにより支出すべきものを概算払いにて支出していた。	令和2年5月15日に会計伝票入力時に確定払いと入力するものを概算払いで入力していたため、会計課へ報告し、確定払いの支出へ修正した。
3	指導	市長決裁の事業施行に係る文書について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がなかった。	多賀城市予算規則第22条に基づく事項は市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議が必要であることを所属職員に周知徹底する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月15日
- 3 監査対象部署 生活環境課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	令和2年5月18日に勤務実績報告書を訂正。時間外勤務手当については総務課人事係で調整していたため支給誤りはなかった。 今後は複数人で確認を行い再発防止に努める。
2	指導	県支出金に係る歳入調定の時期に誤りが見られた。	令和2年5月18日に調定日を交付決定の日に修正し、交付額確定の日に調定額の変更を行った。 今後は所属職員の確認を徹底する。
3	指導	一般廃棄物処理業許可申請に係る手数料の歳入調定の時期及び納付期限に誤りが見られた。	令和2年5月18日に調定日と申請書の收受日が一致するよう修正した。 今後は所属職員の確認を徹底する。
4	指導	市長決裁の事業施行に係る文書について、市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議がなかった。	多賀城市予算規則第22条に基づく事項は市長公室長及び市長公室長補佐（財政経営担当）の合議が必要であることを所属職員に周知徹底する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月18日
- 3 監査対象部署 農政課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	普通財産の貸付料に誤りが見られた。	<p>納付期間が誤っていたため（2月を28日間とし計算）、不足の1日分について、令和2年6月30日に納入通知書を発送し、7月1日入金となった（令和2年度予算の雑入として処理）。</p> <p>うるう年の貸付料に係る日割算定については、2月を29日間とし計算するよう、課内職員へ周知徹底する。</p>